

三郷インターA地区土地区画整理事業に伴う

# 町名地番変更のしおり

平成27年5月16日(土)から  
あなたの住所が変わります

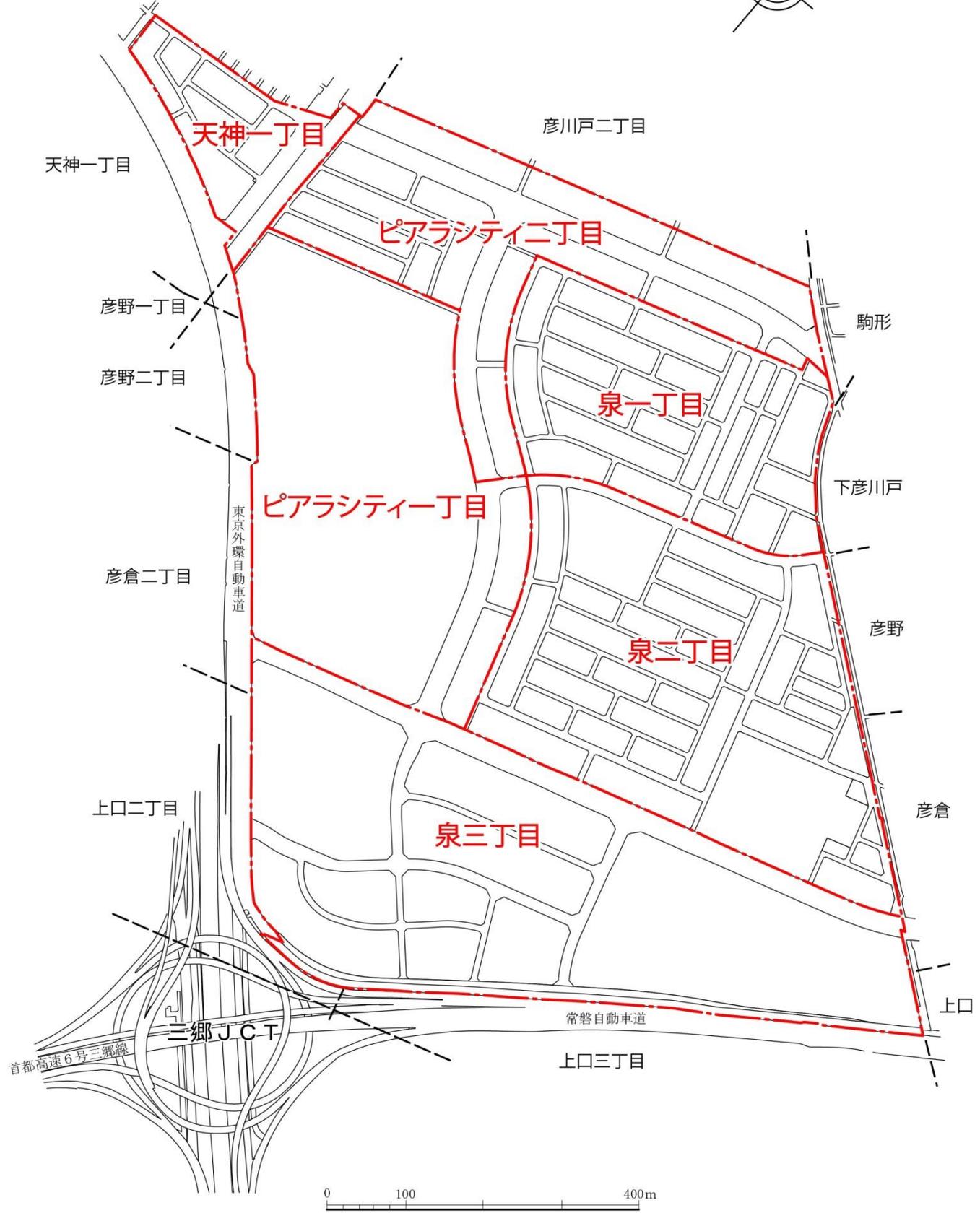
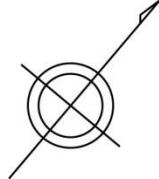
郵便番号は以下のとおりです。

ピアラシティー丁目～ピアラシティニ丁目	〒341-0050
泉一丁目～泉三丁目(※泉と変更ありません)	〒341-0054
天神一丁目(※変更ありません)	〒341-0051



三郷市

# 新町名・新町界図



# はじめに

平成 11 年 2 月より施行されてきました草加都市計画事業三郷インター A 地区土地区画整理事業は、平成 27 年 5 月 15 日に換地処分公告を迎えることとなりました。

これに伴い、施行地区では町の名称と区域が変更され、地番が整理（変更）されます。

これにより、施行地区にお住いのみなさまの住所や、事業所の所在地の表し方が、平成 27 年 5 月 16 日（土）から変更されます。

整備された道路等に合わせた新しい町名地番に変更することで、お住まいの住所がわかりやすいものとなります。

この手引きでは、新しい住所等の表し方や、必要となる主な手続きについてご案内いたします。

**※各種の住所変更の手続きは、変更日(5 月 16 日)より後に行ってください。**

## 目 次

新町名・新町界図	1
はじめに	2
目 次	2
1 今回お届けするもの	3
2 新しい住所等の表し方	4
3 郵便番号について	4
4 住所変更の手続きについて	5
① 住所変更手続きの必要がないもの	5
② みなさまに住所変更の手続きをしていただくもの	6
5 登記手続きについて	10
6 住所変更のお知らせ用はがきについて	12
7 その他	13
8 関係機関案内	14

# 1 今回お届けするもの

町名地番変更のしおり	<ul style="list-style-type: none"><li>住所変更手続きや登記申請の方法等を説明した冊子（現在ご覧いただいているもの）です。</li></ul>
住所変更通知書 (1世帯10枚)  ※A4サイズ・2面割付で作成してありますので、必要に応じて切り離してお使いください。	<ul style="list-style-type: none"><li>変更前の住所と変更後の新しい住所が記載されています。<b>変更日（平成27年5月16日）以降は、新しい住所をお使いください。</b></li><li>変更日以降、住所変更の証明書として、各種の手続きに使用できます。</li><li>枚数が不足する場合は、変更日以降、市役所市民課（法人は市民税課）にて、住所変更証明書を無料で発行します。</li></ul>
住所新旧対照案内図	<ul style="list-style-type: none"><li>新しい町界、町名、新・旧の住所等を表した案内図です。</li></ul>
住所変更のお知らせ用はがき (1世帯50枚)	<ul style="list-style-type: none"><li>新しい住所を知人・取引先などにお知らせするもので、日本郵便(株)が発行する<b>無料はがき</b>です。詳しくは12ページをご覧ください。</li><li>ご不明な点は、下記へご相談ください。 日本郵便(株) 三郷郵便局 三郷市中央五丁目2番地1 TEL 048-952-2878</li></ul>
登記申請書	<ul style="list-style-type: none"><li>不動産所有者等の住所変更登記に使用する書式です。詳しくは10ページ以降をご覧ください。</li></ul>

## 2 新しい住所等の表し方

住所等の表し方は、以下のように変更となります。

**住所 及び 本籍** . . . . . 町名と地番が新しくなります。  
※天神一丁目は地番のみ新しくなります。

変更前

⇒

変更後

三郷市 彦倉二丁目 123 番地

三郷市 ピアラシティー丁目 1 番地 1  
新町名 新地番

三郷市 泉 77 番地

三郷市 泉二丁目 35 番地  
新町名 新地番

**不動産（土地・建物）** . . . . . 町名と地番が変わります。  
※天神一丁目は地番のみ変わります。

変更前

⇒

変更後

三郷市 彦倉二丁目 123 番(地)

三郷市 ピアラシティー丁目 1 番(地) 1  
新町名 新地番

三郷市 泉 77 番(地)

三郷市 泉二丁目 35 番(地)  
新町名 新地番

※土地の地番は「番」、建物の所在は「番地」で表します。

## 3 郵便番号について

郵便番号は以下のとおりです。

ピアラシティー丁目～ピアラシティ二丁目	〒341-0050
泉一丁目～泉三丁目(※泉と変更ありません)	〒341-0054
天神一丁目(※変更ありません)	〒341-0051

## 4 住所変更の手続きについて

新しい住所への変更に伴い、市役所・法務局などが住所の書き換えを行うものと、みなさまに住所変更の手続きをしていただく必要のあるものがあります。  
それぞれ主なものをご案内しますので、ご自身の該当する項目をご確認ください。

### ① 住所変更手続きの**必要がないもの**

市役所	住民票（住民基本台帳） 電子証明書 戸籍の表示・戸籍の附票 <small>※変更日現在、住所（方書きを除く）と本籍の表示が同じ戸籍は、自動的に新しい表示に変更されます。</small> 選挙人名簿 印鑑登録原票 土地、家屋課税台帳 児童手当台帳 市県民税課税台帳 原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車の所有者の住所 恩給を受けている方の住所 国民年金・厚生年金の給付を受けている方の住所 <small>※今回の住所変更後、3ヶ月以上経過しても日本年金機構からの郵便物が変更前の住所で送られた場合は、越谷年金事務所（TEL 048-960-1190）へお問い合わせください。</small> …など
法務局	土地登記簿（表題部の所在欄のみ）・建物登記簿（表題部の所在欄のみ） <small>※所有名義人などの住所はご本人の申請があるまで変わりません。詳しくは10ページ以降をご覧ください。</small>
公共サービス	NHK NTT（固定電話） 東京電力 東京ガス 郵便 水道 <small>※「水道使用量のお知らせ」等に記載のある住所・水栓所在地等が住民基本台帳上の住所と違う場合はご連絡ください。（三郷市水道部業務課料金係 TEL 048-952-7102）</small>
その他	旅券（パスポート） <small>※最終ページに住所を記入されている方は、ご自身で二重線を引き、余白部分に新住所を記入してください。</small>

### ■ 新しい住所に書き換えた証書等が自動的に送付されるもの

		担当課	問い合わせ先
市役所	国民健康保険被保険者証	国保年金課	TEL 048-930-7703（国保）
	後期高齢者医療被保険者証	長寿いきがい課	TEL 048-930-7789（後期）
	介護保険被保険者証		TEL 048-930-7792（介護）

## ② みなさまに住所変更の手続きをしていただくもの

以下の表に記載されているものは、法令等により、みなさまに住所変更の手続きをしていただく必要があります。

一部の手続き（法人の変更登記等）を除いて明確な期限はありません。みなさまのご都合にあわせて手続きをしてください。

なお、手続きができるのは平成27年5月16日以降となりますのでご注意ください。

手続きには「住所変更通知書」が必要となるものがあります。配付された枚数が不足する場合は、変更日以降、市役所市民課（法人の場合は市民税課）にて無料で発行する「住所変更証明書」が、住所変更通知書と同様に使用できます。

また、「本籍変更証明書」（本籍の表示が新しくなった方のみ）が必要な方は、変更日以降、市役所市民課にて無料で発行します。

### ■自動車関係

《各手続きは変更日（5月16日）以降に行ってください》

変更していただく届出等 (事柄)	届出先	必要書類など	期 限
運転免許証の住所、本籍の変更	吉川警察署 三郷市上彦名 144-3 TEL 048-958-0110	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 運転免許証</li> <li>• 住所変更通知書または住所変更証明書</li> <li>• 本籍変更のお知らせまたは本籍変更証明書（本籍変更がある場合）</li> </ul> ※本籍変更のお知らせは、平成27年5月18日に発送予定です。	お早めに変更手続きをしてください。
軽自動車の所有者・使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更	軽自動車検査協会 埼玉事務所春日部支所 春日部市下大増新田 字東耕地 115-1 TEL 050-3816-3113	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 検査記入申請書（申請書は有料です）</li> <li>• 住所変更通知書または住所変更証明書</li> <li>• 使用者の印鑑</li> <li>• 車検証</li> </ul> ※なお、使用者と所有者が異なる場合、所有者の印鑑または所有者からの委任状が必要です。（法人の場合は代表者印）	お早めに変更手続きをしてください。
自動車・オートバイ（125cc 超）の所有者・使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更	埼玉運輸支局 春日部自動車検査登録事務所 春日部市大字増戸 723-1 TEL 050-5540-2028 （テレフォンサービス）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 検査記入申請書（申請書は有料です）</li> <li>• 住所変更通知書または住所変更証明書</li> <li>• 使用者の印鑑</li> <li>• 車検証（軽二輪は届出済証と自賠責保険証）</li> </ul> ※なお、使用者と所有者が異なる場合、所有者の印鑑または所有者からの委任状が必要です。（法人の場合は代表者印）	お早めに変更手続きをしてください。

## ■ 住民登録等

《各手続きは変更日（5月16日）以降に行ってください》

変更していただく届出等 (事柄)	届出先	必要書類など	期限
住民基本台帳カード (写真付き)の住所変更	市役所市民課 TEL 048-930-7701	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民基本台帳カード</li> </ul> ※カード交付の際に設定した4ケタの暗証番号が必要です。	お早めに変更手続きをしてください。
在留カード等の住所変更 (希望者)	市役所市民課 TEL 048-930-7700	<ul style="list-style-type: none"> <li>在留カード</li> <li>特別永住者証明書</li> <li>外国人登録証明書</li> </ul>	手続きに期限はありません。

※代理人の方が手続きする場合は、市役所市民課にお問い合わせください。

## ■ 保険・年金関係

《各手続きは変更日（5月16日）以降に行ってください》

変更していただく届出等 (事柄)	届出先	必要書類など	期限
厚生年金被保険者の住所変更	勤務先	各勤務先に確認して住所変更の手続きをしてください。	お早めに変更手続きをしてください。
共済年金被保険者の住所変更	各共済組合		
国民年金第3号被保険者の住所変更	配偶者の勤務先		
共済年金の給付を受けている方の住所変更	各共済組合	各共済組合に確認して、住所変更の手続きをしてください。	お早めに変更手続きをしてください。

各項目の手続きについて、ご不明な点がございましたら、市役所各担当課または各取扱機関に直接お問い合わせください。

■ 医療・福祉関係

《各手続きは変更日（5月16日）以降に行ってください》

変更していただく届出等 (事柄)	届出先	必要書類など	期限
生活保護受給者の住所変更	市役所生活ふくし課 TEL 048-930-7777	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者証</li> <li>印鑑</li> </ul>	お早めに変更手続きをしてください。
身体障害者手帳の住所変更	市役所障がい福祉課 TEL 048-930-7778	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳</li> <li>印鑑</li> </ul>	
療育手帳の住所変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>療育手帳</li> <li>印鑑</li> </ul>	
障害福祉サービス受給者証の住所変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉サービス受給者証</li> </ul>	住所変更後も引き続きそのままの状態で使用できます。 なお、5月16日以降に担当課にお持ちいただければ、新しい住所に書き換えて再交付いたします。
精神保健福祉手帳の住所変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健福祉手帳</li> <li>印鑑</li> </ul>	お早めに変更手続きをしてください。
自立支援医療受給者証の住所変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援医療受給者証</li> <li>印鑑</li> </ul>	
育成医療受給者証の住所変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援医療受給者証（育成医療）</li> </ul>	
特別児童扶養手当証書の住所変更	市役所障がい福祉課 TEL 048-930-7779	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別児童扶養手当証書</li> <li>印鑑</li> </ul>	住所変更後も引き続きそのままの状態で使用できます。 なお、5月16日以降に担当課にお持ちいただければ、新しい住所に書き換えて再交付いたします。
特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の住所変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑</li> </ul>	
重度心身障害者医療費受給者証の住所変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>重度心身障害者医療費受給者証</li> <li>印鑑</li> </ul>	
こども医療費受給資格証の住所変更	市役所子ども支援課 TEL 048-930-7781	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども医療費受給資格証</li> <li>子どもの健康保険証</li> </ul>	住所変更後も引き続きそのままの状態で使用できます。 なお、5月16日以降に担当課にお持ちいただければ、新しい住所に書き換えて再交付いたします。
ひとり親家庭等医療費受給者証の住所変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭等医療費受給者証</li> <li>親（養育者）の健康保険証</li> <li>子どもの健康保険証</li> </ul>	
児童扶養手当証書の住所変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>児童扶養手当証書</li> </ul>	
養育医療券の住所変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>養育医療券</li> </ul>	

## ■会社・法人関係

《各手続きは変更日（5月16日）以降に行ってください》

変更していただく届出等 (事柄)	届出先	必要書類など	期限
会社・各種法人の本店・支店（主たる事務所・従たる事務所）の所在地の変更登記	本店（主たる事務所）の所在地を管轄する法務局 支店（従たる事務所）が変更になる場合、その管轄法務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 登記申請書</li> <li>• 住所変更通知書または住所変更証明書</li> </ul>	本店：2週間以内 支店：3週間以内
代表者等の住所の変更登記			

※会社・法人の登記手続きについては、「会社・法人等の変更登記の手引き」をご覧ください。  
「会社・法人等の変更登記の手引き」住所変更区域内の会社・法人へ配付しています。

### ○登記に関するお問い合わせ

#### 会社等の登記に関すること

さいたま地方法務局 法人登記部門  
TEL048 (851) 1000

#### 不動産の登記に関すること

さいたま地方法務局 草加出張所  
TEL048 (936) 0354~5

上記以外にも、法令等により、住所変更の届け出が必要なものがあれば、それぞれ所定の手続きをしていただきますようお願いいたします。

また、預金通帳、携帯電話などについては、お取引の金融機関、電話会社にご確認ください。

## 5 登記手続きについて

### ■ 不動産（土地・建物）登記

《各手続きは登記事務停止期間終了後に行ってください》

変更していただく届出等 (事柄)	届出先	必要書類など	期限
土地・建物等不動産所有者の住所変更登記	不動産の所在地を管轄する法務局 草加市、八潮市、三郷市内の土地・建物等については下記	①登記申請書 ②住所変更通知書または住所変更証明書 ③印鑑	※手続きに期限はありませんので、売買・贈与・抵当権の設定などの事由が生じた時に合わせて手続きされても結構です。
土地・建物登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として登記している方の住所変更登記	さいたま地方法務局 草加出張所 〒340-0006 草加市八幡町 735-1 TEL 048-936-0354~5		

#### 土地区画整理事業地内の土地・建物に関する登記事務の停止について

土地区画整理事業地内の土地・建物については、換地処分登記が完了するまで、一般の登記手続き（住所変更手続き、売買・贈与等による所有権移転登記等）や登記事項証明書、地図・図面に関する証明書交付事務が一定期間停止されます。

登記簿の表題部（土地・建物の所在地）は、土地区画整理組合が書き換えます。

### 登記申請書作成上の注意事項

1. 次ページの記載例をご参照ください。
2. 登記原因証明情報として、住所変更通知書または住所変更証明書を添付してください。  
この場合、登録免許税はかかりません。
3. 文字は、直接パソコン（ワープロ）を使用し入力するか、インク、黒色ボールペン、カーボン紙等ではっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
4. 申請書の内容は、権利証等で確認し、正確に記入してください。
5. 1枚の申請書で、複数の不動産について申請できます。
6. 申請書は、他の添付書類とともに左とじにして提出してください。  
申請書が2枚になるときは、申請人又は代理人の印でつづり目に割印してください。
7. 代理人の方が手続きをする場合は、委任状をお持ちください。
8. 郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、書留郵便により送付してください。  
登記完了証を郵送で返送することをご希望の場合は、郵便切手を貼った返信用封筒を同封してください。

4.5cm×10.5cmの  
スペースを空けてください。

## 登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 平成27年〇月〇日 町名地番変更

変更後の事項 住所 三郷市ピアラシティー ー 丁目 1 番地 1

住所変更後の  
所有者の住所

申請人 住所 三郷市ピアラシティー ー 丁目 1 番地 1

氏名 **三郷太郎**



認印

捨印

連絡先の電話番号 **048-000-0000**

申請書提出年月日  
(手続きは変更日以降)

住所変更通知書または  
住所変更証明書を添付

添付書類 登記原因証明情報 1通

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日申請 **さいたま地方法務局草加出張所**

提出先の法務局

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により非課税

不動産の表示

変更後の登記の内容を  
正確にご記入ください

土地の表示

所在	地番	地目	地積
<b>三郷市 ピアラシティー丁目</b>	<b>1 番 1</b>	<b>宅 地</b>	<b>123.45</b> m <sup>2</sup>

建物の表示

所在	<b>三郷市 ピアラシティー丁目 1 番地 1</b>				
家屋番号	<b>1 番 1</b>	種類	<b>居 宅</b>	構造	<b>木造瓦葺 2 階建</b>
床面積	1階 <b>78.90</b> m <sup>2</sup>	2階 <b>67.89</b> m <sup>2</sup>			

## 6 住所変更のお知らせ用はがきについて

新しい住所・郵便番号をご親戚やお知り合いの方等へお知らせいただくための、無料の「住所変更のお知らせ用はがき」を、日本郵便(株)より提供していただいております。

下記の記載例の要領でご記入の上、はがきの入っていた封筒に入れて、郵便差出箱（ポスト）か日本郵便(株)の窓口、最寄りの郵便局へお出してください。（切手を貼る必要はありません。）

なお、1世帯・事業所当たり50枚のはがきをお配りしておりますが、ご不明な場合は、三郷郵便局までご相談ください。

### 日本郵便(株) 三郷郵便局

三郷市中央五丁目2番地1

TEL 048-952-2878（コールセンター）

### 「住所変更のお知らせ用はがき」の記載例

#### 町名地番変更のお知らせ

来る平成27年5月16日から町名地番変更が実施され、お知り合いの方の住所名が下記のとおりに変更になりますのでお知らせいたします。

○今後郵便物をお出しの際は、必ず新住所名をご記入ください。

○あなた様の住所録をご訂正ください。

記

新住所名

郵便番号 341-0050

埼玉県三郷市ピアラシィ

— 丁目 1 番地 1

( ) 方

ご氏名 **三郷 太郎**

( 集合住宅、高層アパート等は棟番号、  
室番号までお書きください。 )

住所変更通知書に記載された新住所をご記入ください

※宛名面には、ご親戚・お知り合いの方の郵便番号、ご住所、ご氏名をご記入ください。

## 7 その他

---

### ① 学校への届出について

変更後の住所を通学している小・中学校にお知らせください。

### ② ごみの収集について

町名等の変更によってごみの収集日・集積所が変わることはありません。  
なお、ごみの収集日に変更になる場合は、事前にお知らせします。

### ③ 郵便物の送付について

市役所等からお送りする各種の通知等が、事務処理の都合上、変更日以降しばらくの間、変更前の住所で郵送される場合がありますので、ご了承ください。

## 8 関係機関案内

### 三郷市役所

住所：三郷市花和田 648-1

電話：048-953-1111(代)

交通：[電車]つくばエクスプレス・三郷中央駅より徒歩 15 分

[バス]つくばエクスプレス・三郷中央駅より「三郷駅行き」「新三郷駅行き」「早稲田循環行き」「三郷市役所行き」「三郷駅南口行き」「吉川駅南口行き」で「三郷市役所」下車

### 日本郵便株式会社 三郷郵便局

住所：三郷市中央 5-2-1

電話：048-952-2878 (コールセンター)



### 吉川警察署

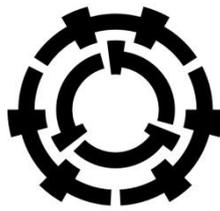
住所：三郷市上彦名 144-3

電話：048-958-0110(代)

交通：[バス]つくばエクスプレス・三郷中央駅より「吉川駅南口行き」で「吉川警察署入口」下車徒歩 5 分







# 三郷市

きらりとひかる田園都市みさと  
～人にも企業にも選ばれる魅力的なまち～

**発行**

三郷市役所 企画総務部 総務課

〒341-8501 埼玉県三郷市花和田 648 番地 1

TEL 048-930-7750